

別紙

本人確認書類一覧（2026年6月14日改正）

A 群	1点で確認	B 群	2点以上の異なる組み合わせで確認	C 群	A 群・B 群の書類で確認できない場合は3点以上での確認
	1. マイナンバーカード(法 16) 2. 運転免許証(令 12①二、規 1①) 3. 運転経歴証明書(交付年月日がH24 年 4 月 1 日以降のものに限る)(令 12①二、規 1①) 4. パスポート(令 12①二、規 1①) 5. 在留カード、特別永住者証明書、 特定在留カード、特定特別永住者証明書 (令 12①二、規 1①) 6. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(写真有り)(令 12①二、規 1①) 7. 前各号に掲げるもののほか、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(規 1②) ※1 ◆写真付き学生証、身分証明書、社員証 ※2 ◆写真付き資格証明書 ※2 (税理士証票、船員手帳、海技免許、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取扱士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦車運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)) ◆戦傷病者手帳	1. 資格確認書(規 2③一) ※3 ・国民健康保険 ・後期高齢者医療制度 ・船員保険 ・健康保険 ・共済組合 2. 介護保険証、児童扶養手当証書(規 2③一) 3. 健康保険日雇特例被保険者手帳(規 2③一) 4. 前各号に掲げるもののほか、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(規 2③二) ※1 ◆写真なし学生証、身分証明書、社員証 ※4 ◆写真なし資格証明書 ※4 ※生活保護受給者証、恩給等の証書等 ◆地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書※5 ◆納税証明書 ※5 ◆印鑑登録証明書 ※6 ◆戸籍の附票の写し ※6 ◆住民票の写し、住民票記載事項証明書 ※6 ◆母子健康手帳、自立支援医療受給者証 ※6 ◆特別徴収税額通知書 (給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書) ◆退職所得の特別徴収票 ◆納税通知書 ◆源泉徴収票 (給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票) ◆支払い通知書 (配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払い通知書、上場株式配当等の支払い通知書) ◆特定口座年間取引報告書	1. 預金通帳(新規で作成したものは不可) 2. キャッシュカード、クレジットカード 3. 資格情報のお知らせ 4. 公共機関からの郵便物 5. アパート等の契約書 6. A 群・B 群のもので有効期限切れのもの 7. 雇用保険受給資格者証 8. 医療機関の診察券 【C 群の注意事項】 注1:番号法に基づく届出の本人確認書類にC群は使用不可。 注2:B 群1点ある場合は C 群2点必要。		

本人確認について A 群及び B 群については番号法、番号法施行令、番号法施行規則及び個人番号利用事務実施者(市町村等)が認める方法に従う。

「法」は番号法、「令」は番号法施行令、「規」は番号法施行規則をいう(番号法施行規則第1条第1項第1号の場合は「規1①一」と表記する)。

※1 「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等の具体例一覧」は藤沢市HP「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について」を参照。

※2 本人の写真の表示のある身分証明書等(学生証又は法人もしくは官公署が発行した身分証明書もしくは資格証明書)で、氏名と生年月日(又は住所)が記載されたもので提示時において有効なものに限る。

※3 被保険者証、高齢受給者証、資格証明書については各保険者が定めた期限まで有効

※4 本人の写真の表示のない身分証明書等で、氏名と生年月日(又は住所)が記載されたもので提示時において有効なものに限る。

※5 領収日付の押印又は発行年月日が6カ月以内のもので、氏名と生年月日(又は住所)が記載されたものに限る。

※6 氏名と生年月日(又は住所)が記載されたもので、発行もしくは発給された日から6カ月以内のものに限る。